

不当な取引制限における

合意の立証に関する若干の考察(二)

井上

明

目次

はじめに

一 我国の審、判決

(一) 湯浅木材工業(株) ほか六十四名に対する件

I 審決の概要

II 考察

(二) 東洋レーヨン(株) ほか十二名に対する件

I 審決の概要

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)

II 考察

(以上本誌第四十六号)

(三) 新聞販路協定事件

I 事件の概要

II 考察

(四) 野田醤油(株)ほか四名に対する件

I 審決の概要

II 考察

(五) 片倉工業(株)ほか十六名に対する件

I 審決の概要

II 考察

(六) 川口製糸(株)ほか三名に対する件

I 審決の概要

II 考察

(七) 石油価格協定事件

I 事件の概要

II 考察

(六) 鐘淵紡績(株) ほか九名に対する件

(以上本号)

(七) 新聞販路協定事件(東京高裁昭和二十八年三月九日判決 高裁民集六卷九号四三五頁以下)

I 事件の概要

公正取引委員会は、昭和二十六年四月七日の審決において、

①株式会社朝日新聞社他四社の新聞発行本社相互間において、各新聞販売店をして従来の業務地域をそのまま踏襲せしめ、右地域内においてのみ排他的に新聞紙の販売をなさしむべき旨の暗黙の協定が成立し、新聞発行本社は、右協定に基づいて新聞販売店に対して業務区域として右地域を指定し、また

②新聞販売店相互間においても、地域撤廃によって生ずることを予想される好ましからざる競争を防止したき意向のもとに、右地域内においてのみ排他的に新聞紙の販売をなすべき旨の暗黙の協定が成立していたと事実認定し、協定の破棄その他を命じた(公正取引委員会審決集、三巻四一六頁)。

これに対し、被審人等(新聞発行本社及び新聞販売店)は、前記事実を立証する実質的な証拠がないとして、審決取消判決を求めた。

これに対し、東京高裁は、昭和二十八年三月九日判決において次のように事実認定し、新聞販売店間に地域協定を認め、その請求を棄却した。(ただ、新聞発行本社五社については、何の地域の制限もないとして、これに対する審決の部分を取消している。)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)

〔高裁の事実認定〕

契約書、参考人の陳述、等に基づき、次のように事実認定する。(理由)第一(黙示の合意による共同行為の成立)

1° 戦時中各新聞販売店の新聞販売をするべき地として成立した地域は、大体各新聞販売店間の相談によって分けられ、これに各新聞発行本社が立ち合うという形で始まり、これが各新聞販売店と各新聞発行本社及び統制団体との新聞販売に関する個々の契約によって業務地域として定められ、各新聞販売店が一地域内において事業活動を行うという形態が形成された。

2° その後この地域は多少の変更を経て終戦後に至り、東京都内は約四百三十の新聞販売店に再編成され、(その間統制団体の変更、販売統制の撤廃等の時期を経て)昭和二十三年四月社団法人新聞共販連盟の解散までこの事業形態は存続した。

3° 右共販連盟の解散及び統制の撤廃によって従前の契約関係が失効した後もこの事業形態は関係者間にそのまま存続され、ただ、中間の共販機関を廃して各新聞発行本社と各新聞販売店との間の直接の契約関係となつて同一の効果を得ていた。

4° この当初の各新聞発行本社及び統制団体と各新聞販売店との間の契約関係並びに共販連盟解散後の各新聞発行本社と各新聞販売店との直接の契約関係においては、いずれもこの契約の表面にあらわれたところでは、必ずしも各販売店に地域内において排他的に新聞販売をするべき地位を与えるという特段の定めは見えず、また、各販売店が特に地域外において事業活動することを禁ずる旨の定めもなく、殊に共販連盟解散後各新聞発行本社と各販売店間の契約を成文化した契約書の上においては、この業務地域は現実に細分された地域を表示することなく、

例えば、新宿区一円というような比較的漠然たる指定がなされ、しかも発行本社側では販売店の地域がこの中のどの部分であるかは必ずしも精密には意識せず、ただこれとは別にこの範囲にさらに細分された地域の存することを諒解していたに止まるものではあるが、事實は、一地域には一販売店のみが販売をするべき者とされ同一地域に二以上の販売店はなく、各販売店は、自己の地域外に進出することは必然他の販売店に自己の地域への進出を許すことになり結局自己の地域をも保全し得ないこととなることを十分認識していた為、地域はその地域内においてのみ新聞の販売をし得べき地域であつて、他の地域においては事業活動をなすべからざるものと諒解し、実際にも地域外で新聞の販売をすることは原則としてなかつた。

また、新聞発行本社も合売制の上で自己の新聞の販売についてのみ他と異なる地域を定めることは、販売店が一新聞のみ他の地域へ配達することを経済的に不利とする為、自然これを避けて販売店との間に他の新聞と同一の地域を指定することとなつた。

5。これらの事実関係の下においては、各新聞販売店は自己が新聞発行本社（及び統制時代には統制団体）と契約により地域を定めるにあつては、自己がその地域内においてのみ販売し得ると同様に、他の販売店が契約によって定める地域においては他の販売店はそこにおいてのみ事業活動を行うものであることを予期し、それによつてのみ自己の地域も保証されるものであることを相互に認識していたことは、みやすいことである。

6。かくして締結される各個の契約が相集まつて新聞販売の取引分野を細分された地域に分割し、各地域に一販売店をおき、各販売店は互いに自己の地域内において排他的な地位を得ると共に他の地域においては事業活動を行わないとの制限を課している一つの事業形態をもち、ここに地域は一つの地盤割となるのである。

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)

7°各新聞発行本社及び各新聞販売店がこの事業形態の内容を知悉しつつ一致した行動をもってこのやり方にしたがっていることは前記各証拠上明らかであるから、少くとも昭和二十三年四月頃以来東京都内において原告ら(Ⅱ新聞販売店相互)の間に暗黙に新聞販売店の新聞販売についての地域協定が形成されているものと認めるのを妨げない。

Ⅱ 考察

上記認定事実のうち、結論の基礎となったと思われる重要事実をピックアップし、かつ判決理由の文脈を考慮すれば、本判決は、次のような態度であると思われる。

1、合意の成立要件の緩和

まず、本審決によれば、合意の成立要件が次のような形で緩和されている。即ち、

「下記の1°3°により構成される行動類型に該当する事実が存する場合には、――新聞販売店(小売店)の間に、暗黙に新聞販売(小売)の地域協定が締結され(及びその実行行為がなされ)たことになる。

1°各新聞販売店(または各小売店)と各新聞発行本社(または各生産業者)間の契約により、各新聞販売店(または各小売店)が新聞販売(または事業活動)を行うべき地域(Ⅱ業務地域)が定められ、(この場合、地域は、各新聞本社(各生産者)とも、同一地域を定めた)

2°(契約の表面上は、各新聞販売店(各小売店)に地域内で排他的に(新聞)販売をすべき地位を与えるという特別の定めは見えず、各販売店が特に地域外で事業活動することを禁ずる旨の定めもないが)、各新聞販売店(小売店)は、上記契

約を締結するにあたっては、自己がその地域内でのみ販売しようと同様に他の販売店（小売店）も（同様の契約を行い、かつ）それが契約によって定める地域においてのみ業務活動を行うものであることを予期し、それによってのみ自己の地域も保証されるものであることを相互に認識していた。

3°（かくして締結される各個の契約が相集まって、新聞の販売（一定の小売）の取引分野を細分化された地域に分割し、各地域に一販売店を置き、各販売店は互いに自己の地域内において排他的地位を得ると共に、他の地域では事業活動を行わないという制限を課している事業形態をもたらすのであるが）、各新聞販売店（各小売店）及び各新聞発行本社（各生産業者）は、この事業形態の内容を知悉しつつ、一致した行動をもってこのやり方にしたがっている（＝各々（上記1°の契約を行い、かつ）自己の地域でのみ事業活動を行い他地域へ進出を試みない）。」換言すれば、本審決によれば、1°により構成される行動類型は、販売店間の、地域協定の暗黙の申込みと承諾であるとされているものと思われる。

2 間接事実による証明

上記行動類型の構成要素のうち、第二の事実類型、即ち、「各新聞販売店（小売店）は、上記契約を締結するにあたっては、自己がその地域内でのみ販売しようと同様に、他の販売店（小売店）も（同様の契約を行い、かつ）それが契約によって定める地域においてのみ業務活動を行うものであることを予期し、それによってのみ自己の地域も保証されるものであることを相互に認識していたこと」は、

①上記1°の事実（＝各新聞販売店と新聞発行本社間で、業務地域の契約を締結したこと）

②同一地域に二以上の販売店はなく、地域外で（新聞の）販売をすることは原則としてなかったこと、及び、

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察（一）

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

③(契約を締結するにあたってかどうかは別として、とにかく)各販売店は、自己の地域外に進出することは必然他の販売店に自己の地域への進出を許すことになり結局自己の地域も保全し得なくなることを十分認識していた為、地域は、その地域内でのみ新聞の販売を得べき地域であって、他の地域においては事業活動をなすべからざるもの、と諒解していたこと。

を、間接事実として認定されている。

(四) 野田醤油株式会社ほか四名に対する件(昭和二十五年(判)五十九昭和二十七年四月四日審決)

I 審決の概要

1 「認定事実」本審決は、事実認定について審決案を引用しており、⁽¹⁾審決案によれば、本件の事実関係は次のように認定されている。

一 (一)被審人は、しょう油の製造販売を業とする者(〓被審人四社〓野田醤油(株)、ヤマサ醤油(株)、銚子醤油(株)、丸金醤油(株))及び日本醤油協会(〓被審人四社その他の醤油製造業者を構成員とし、会員間の連絡、諸情報の交換等に努め、もって醤油業の健全な発達に寄与することを目的とする事業者団体)である。

(二)「しょう油の統制価格が新規格の採用により、昭和二十五年一月以降引き上げられて末端の小売価格一升五十六円に改訂されたが、これを不満とする業者の要望に応じ、被審人協会は、……同年四月中旬ごろ以降生産者価格一升六十九円八十銭、小売価格一升九十一円三十五銭とする案をもって物価庁その他関係方面へ陳情を続けていたところ、同年六月に至り当時の諸般の経済情勢と、……農林省方面から味噌およびしょう油需給調整規則

が同年六月末日をもって廃止せらるべき旨の情報を察知することができたので、これに伴い同時にしょう油の統制価格もまた撤廃せられるかも知れないと予想するに至った。

(三) 以上のような情況の下に同年六月一日ごろ被審人協会の会長正田文右衛門らと被審人四社の代表者らは、被審人協会の事務所にて会合し、しょう油の統制価格が存続するならば、末端の小売価格一升八十円ないし九十円位に改訂せらるべきものとし、また統制価格が撤廃せられるならば、特別の品質のもの以外の最優秀品は小売価格一升九十円位が妥当であろうという両様の意見を交換した。

(四) 更に、同月十九日に職り、被審人らが物価庁に招集され、……物価庁側から、しょう油の統制価格は当分の間その適用を停止すべきもその後の価格として……最優秀品につき一升七十五円まで認め全品目を平均して一升七十円程度の価格に止むべき旨および生産者は右価格を遵守できるように卸小売の口銭を考慮した価格をもって販売すべき旨の要望があり、被審人らもこれを確約するに至ったが、その際の物価庁側の示唆により、被審人協会として、翌二十日、しょう油公定価格撤廃に関する陳情書を作成しこれを物価庁長官に提出し、有名品しょう油業者に対して末端価格が一升七十五円をえこない程度に自粛を要望することができるし、またこの方針にそって全業者に強く自粛を要望するから、価格統制を撤廃されたい旨を述べるとともに、そのころこの陳情書の写しを被審人協会の各会員に配布し、……主要なる地方に被審人協会の職員を派遣してその説明をさせる等の方法により業者の自粛を要望した。

二 (一) 被審人四社は、物価庁における右会談後、同年六月二十九日ごろ、……ヤマサ醤油株式会社東京出張所において、経営者懇談会が開かれた際会合し、被審人ヤマサ醤油株式会社、同銚子醤油株式会社、同丸金醤油株

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)

式会社の各責任者から被審人野田醤油株式会社への責任者に対し、統制価格停止後の販売価格について質問したところ、一升につき生産者価格六十一円、卸売価格六十四円、小売価格七十五円とする旨返答を得たので、それぞれこれに同調し、被審人四社は同年七月六日右価格停止後同年十月一日右統制価格の廃止せられるまで共同して右価格を維持したものであるが、

(二)被審人四社は、全国におけるしょう油業者約六千名の有力なる業者であり、その生産額は合計して全国総生産量の二十%以上に達するから、被審人四社の右行為により、しょう油の販売業の取引分野における価格の競争を著しく制限したものである。

2 「法の適用」

本審決は、法の適用についても、審決案を引用している。(2) そして審決案によれば、(被審人協会の前記認定の行為は、事業者団体法第五条一項四号に違反する」と判示すると同時に、「被審人四社の前記認定の二の(一)の行為は、共同して対価を決定し、維持したものであって私対独占禁止法第四条第一項第一号に違反し、二の(一)、(二)の行為は共同して相互にその事業活動を拘束し遂行することにより公共の利益に反して一定の取引分野における競争を實質的に制限したものであって同法三条に違反する」とする。(3)

3 「主文」

一 省略

二 被審人四社は、将来いかなる地区においても共同して対価を決定し維持し、もしくは引き上げるような協定、申し合わせ等をなしたはその他いかなる方法あるいは名義をもってするかを問わず、相互の了解の下に醬

油販売の分野において競争を実質的に制限するような行為をしてはならない。

II 考察

1 合意の成立要件の緩和

本審決は、法の適用において、二の(一)の行為は、「共同して対価を決定し、維持したものである」とあり、従って、「共同して相互にその事業活動を拘束し遂行」したものであるとして⁽⁴⁾いる。

そこで二の(一)の事実中、本審決の結論の基礎となった重要な事実と思われるものに着目して考察するとき、本審決は次のような法命題を定立していると思われる。即ち、

1° 複数の(同種の商品の)生産販売業者(甲1、甲2、甲3……)が会合し、

2° そのうちの指導的業者甲1に対し、他の業者(甲2、甲3……等)⁽⁵⁾から、甲1の将来とるべき価格について質問がなされ、甲1からその将来とるべき価格についての解答がなされ、甲2、甲3……等もこれに同調して

3° 結局、全ての業者(甲1、甲2、甲3……等)が同一価格で販売する、という行動類型(行動類型A)は、——
『共同して対価を決定し、維持すること』に該当し、従って、また『共同して相互に事業活動を拘束し遂行すること』に該当する。(法命題A)』

本稿の問題意識に従って、本審決を意思の連絡ないし合意の成立要件の緩和という見地からながめれば、本審決の態度は次のようなものであると思われる。

「上記行動類型Aが存する場合には、(↓共同価格決定が存し、従って)⁽⁵⁾——↓そこに意思の連絡ないし合意も含ま

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)
れている。」(法命題B)

2 間接事実による認定

次に、法命題A及びBの行動類型A該当事實は、どのように認定されるかが問題となる。

ところで本審決によれば、前記二(一)の事實のうち、被審人四社が前記場所に会合した事實及び被審人四社が前記価格をもって販売した事實は、被審人の自由に基づき認定されており、その余の部分、即ち、質問、返答、同調の事實は、物価庁公報の写、浜口吉右衛門等の供述調書、参考人の審判廷における陳述及び被審人四社の認める上記事實(＝被審人四社が一致して二(一)記載の価格をもって販売した事實)に基づき認定されている。⁽⁶⁾ 従って、認定の中心は、自由及び直接証拠により行われており、認定の容易化の点からは特別のものは少ないが、ただ、平行行為群の存在(＝被審人が一致した価格をもって販売した事實)が、間接事実として、(特に同調の事實の認定に)働いていることに注意すべきである。

また、価格の一致が合意に基づくかとも存在しうることを示す方向に働く事実として、(i)物価庁の要望、(ii)被審人協会からの自肅要望、(iii)被審人協会の行為が事業者団体法第五条一項第四号に違反すると認定されたことが存在したが、これらは、自由、直接証拠、結果の一致等により法命題Aの行動類型Aが認定されてしまう場合は、共同行為の存在を否定する力はなかったことになる。

(1) 公正取引委員会審決集(四) 六頁。

(2) 同

(3) 上記審決案に対し、被審人から「被審人四社の行動は、互いに他の三社が物価庁の希望する生産者価格および小売

価格の各段階別の価格を遵守すべきことを確かめたにすぎず、これをもって共同して価格を決定、維持したものと認定したのは失当である。」との異議申し立てがなされたが、(理由一(一))、審決はこの点は「認定の問題」であるとして審決案の認定を支持した。(理由三、四行)

- (4) 法の適用二、において「二の(一)の行為は、共同して相互にその事業活動を拘束し遂行することにより公共の利益に反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したものである」とされているが、二の(二)においては(共同行為の結果として)醤油の販売業の取引分野における価格の競争制限的効果が発生したことが述べられているのであるから、「共同して相互にその事業活動を拘束し遂行すること」に該当するのは、(二)の(一)の部分であると思われる。

- (5) 本審決は、特に意思の連絡とか合意という言葉を用いていないので、共同行為の成立に意思の連絡が必要であるとしているのか否か必ずしも明らかではないが、(i)主文二において、被審人四社は、「将来いかなる地区においても、共同して対価を決定し維持し、もしくは引き上げるような協定、申し合わせをなすまたはその他いかなる方法あるいは名義をもつてするかを問わず、相互の了解の下に、醤油販売の分野において競争を実質的に制限するような行為をしてはならない」と命じており、湯浅木材工業(株)で明らかにされた「共同行為の成立には……行為者に何らかの意思の連絡が必要である」とする態度は、本審決においても踏襲されているものと思われる、また(ii)上記行動類型を意思の連絡の一形態とみることも可能であるから(例えばAの解答が価格協定の申し込みであり、B、C等がこの解答価格に同調し同一価格で販売したことはそれに対する承諾であると考えられることもできる)、本審決は、共同行為には意思の連絡が必要であることを当然の前提としていっていると考えられる。

- (6) 公正取引委員会審決集(四)、十頁、三

- (7) 同、十一頁、(三)後段)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)

(五) 片倉工業株式会社ほか十六名に対する件(昭和二十五年(判)六十二号 昭和二十七年十二月十五日審決)

I 審決の概要

〔事実〕⁽¹⁾

第一(一)被審人は、片倉工業他の製糸業者十六名及びこれらの製糸業者を構成事業者とする事業者団体(埼玉県製糸協会)である。この事業者団体(被審人協会)は、被審人片倉工業の大宮製糸所長竹入貞人を会長とし、被審人川越製糸社長石川秀夫および同橘館製糸社長花岡豊茂をそれぞれ副会長としている。

(二)埼玉県においては、昭和二十五年二月以降(繭価を安定し蚕糸業者のまゆ処理混乱を防止する為の標準掛目を決定する必要から)埼玉県庁が養蚕処理に関する懇談会を開催し、その一方または双方を随時随所に招集してその意見を聞いていたが、昭和二十五年年度の春繭の標準掛目は、昭和二十五年七月十六日の午後から翌十七日の明方にかけて被審人片倉工業の大宮支店長でありかつ被審人協会の会長でもある竹入貞人と、埼玉県養蚕販売農業協同組合連合会(県養連)の役員との間に協議せられた結果決定せられ、被審人埼玉製糸および被審人協会を除くその他の被審人ら十五社は、すべてこの掛目に従って県養連と春繭の取引をした。

また、同年の初秋繭の標準掛目についても前同様埼玉県庁が養蚕団体側と製糸業者側との意見を聞くというところで双方を招集して協議を重ね、同年九月六日から翌七日の明け方にかけて前記竹入貞人と養蚕団体側との間において折衝の結果決定され、被審人協会を除くその他の被審人ら十六社は、すべてこの決定掛目に従って県養連および県販連と取引している。

(三)しかしながら、右標準掛目決定に至るまでの間において、

(イ) 春繭掛目の決定に際しては

(1)被審人片倉工業、大和組、松崎製糸、秩父蚕糸の代表者らは、同年六月二十七日の県養連側との会合に出席し、春繭の掛目について貫当り八百二十円以上とする養蚕側の主張に対し四千四百四掛を妥当とする旨の意見を共同して開陳し、

(2)被審人片倉工業、同川越製糸、および同橘館製糸の代表者らは、同年七月十六日の県養会側との会合に出席し、春繭の掛目について、おのおの折衝をなし六千掛を主張する県養連側に対し、こもごも高きに過ぐるものとしてこれに应ぜず、片倉工業の代表者竹入貞人と、県養連側はその後漸次譲歩しあい、折衝の末、五千二百十五掛と決定するに至り、その結果は、竹入貞人から別室においてその決定をまっていた川越製糸及び橘館製糸の代表者に直ちに報告されている。また、

(ロ) 初秋繭掛目の決定に際しては

(1)被審人片倉工業、同川越製糸、同大和組、同橘館製糸の代表者らは、同年九月五日の県養連側および県販売連側との会合に出席し、初秋繭の掛目について、養蚕側の一萬二千掛の主張に対し種々の観点から八千二百三十掛を妥当とする旨共同して主張し、

(2)被審人片倉工業、川越製糸、大和組、橘館製糸の代表者らは、同月六日の県養連側との会合に出席し、初秋繭の掛目について、種々の観点から意見を述べた上、八千五百掛まで譲歩し、養蚕側も一萬掛以下に譲歩したので更に折衝を続け、片倉工業の代表者たる竹入貞人と県養連および県販連の各代表者との間について翌七日の明け方、九千百五十五掛という掛目を決定し、その結果は、竹入貞人から最後まで居残って別室においてその結果

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

をまっていた、右川越製糸及び橋館製糸の代表者に直ちに報告せられている。

そして、(イ)(1)(2)において被審人大和組、同松崎製糸、同秩父蚕糸、同川越製糸、同橋館製糸は、又(ロ)(1)(2)においては、被審人川越製糸、同大和組、同橋館製糸は、被審人片倉工業が県養会側と行う掛目の決定に協力することによりとこれと共同して繭価の決定をしたものであるとされる。

〔法の適用〕⁽²⁾

「被審人片倉工業、同大和組、同松崎製糸、同秩父蚕糸、同川越製糸、同橋館製糸の右の第一の(一)ないし(三)の行為は、共同して対価を決定したものであって私的独占禁止法第四条第一項第一号に違反し、また、これらの被審人六社は埼玉県下における有力なる製糸業者であり、昭和二十五年埼玉県下の春繭のうち約六十四%を購入し、また、被審人片倉工業、同川越製糸、同大和組、同橋館製糸は初秋繭のうち約五十四%を購入し、そのうち被審人片倉工業の大宮製糸所長竹入貞人は被審人協会の会長であり、被審人川越製糸社長石川秀夫および同橋館製糸の社長花岡豊茂はその副会長であり、これらの者が共同して対価を決定し、この決定せられた掛目に従って取引を行っているものであるから相互に事業活動を拘束し、有効な競争を制限しているものと認めることができ、従って、これらの被審人六社は、埼玉県下における春繭購入の取引分野において、また被審人片倉工業、同川越製糸、同大和組、同橋館製糸の四社は初秋繭購入の取引分野において競争を実質的に制限したものであり、いずれも同法第三条後段にも違反する……」。

II 考察

1 (1)まず、本審決は、法の適用において、被審人六社の、第一の(一)ないし(三)の行為は、独禁法旧法四条第一項の共同して対価を決定したものに該当し、したがって、また、相互に事業活動を拘束したことに該当するとしている。

しかし、本審決は、漠然と、「第一の(一)ないし(三)の行為は……」としており、第一の(一)ないし(三)の事実のうちのいかなる部分が判断の基礎となった重要な事実(material facts)とされているのか明らかでない。ところで Dr. Goodhart の方法に従えば、person (人名、例えば、行為主体が片倉工業等であること)、time (例えば、意見の共同開陳日が六月二十七日であったこと)、place (例えば、取引場所が態谷製糸所であったこと)、kind (物の種類、例えば取引客体の種類が繭であること)、及び amount (例えば、取引された繭の数量とか、繭の実際の価格等)は、特に重要であると明示 (state) されぬかぎり重要でない⁽³⁾と推定してよいと思われるので、これ等を取除き、第一の(一)ないし(三)のうちの重要な事実と思われるもののみをピックアップして行動類型を構成すると、次のようになる。

A 1 (三)(1)(2)型

「1。売買取引の一方の当事者たる複数の業者甲1、甲2、甲3、甲4等が取引の相手方乙との会合に出席し一定の価格を主張する乙に対して、他の一定価格を妥当とする旨の意見を共同開陳し

2。二、三週後に甲側乙側が会合したが、今度は甲側は甲1、甲2、甲3、甲4……の代りに甲1、甲5、甲6が出席し、甲1、甲5、甲6……はおのおの乙と折衝をなし、ある一定価格を主張する乙に対し、こもごも高き(もしくは低き)に過ぐるものとしてこれに応ぜず

3。その後、甲側の一人甲1が乙と交渉を続け価格を決定し、

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

4° 甲1乙間で決定された価格が直ちに甲5、甲6に報告され、

5° 甲側の全員(甲1〜甲6)が同一価格で取引を行う。」

A2 (三)(甲)(1)(2)型

1° 同A11°

2° 翌日、甲側の同じメンバー甲1、甲2、甲3、甲4等が乙側との会合に出席し、甲1、甲2、甲3、甲4等は価格について種々の観点から意見を述べた上、一定の価格まで譲歩し、乙も譲歩したので更に折衝を続け、

3° 同A13°

4° 甲1と乙の交渉結果は直ちに最後まで残って別室で結果を待っていた甲側の一部の者(甲2)に報告され、5° 甲側の全員(甲1〜甲4)が同一価格で取引を行う。」

ところで、(a) A1において甲1、甲2、甲3等は、価格に関する意見を共同して開陳しているが(1°)、甲1、甲5、甲6等は、おのおの折衝をする際にこもごも(IIかわるがわる)意見を開陳している(2°)。またA2°(三)(四)(c)では、甲1、甲2等が意見を共同して述べたのか、またはおのおのが別々に述べたのかははっきりしない。従って、重要なのは、甲1、甲2等が同様の一致した意見を述べたことであり、それが同時に共同してなされたか、めいめいがそれぞれ交渉するときにかわるがわる述べたか等は重要とはされたいと思われる。

(b)また、A1においては価格に関する一致した意見を述べただけで十分とされているから、A2°において、意見を述べたのち一定の価格まで譲歩したり、更に折衝を続けたことはあまり重要ではなく、価格に関する一致

した意見を述べることのみが重要とされていると思われる。

(c) 会合が数度行われたことも重視する必要はないであろう。なぜなら会合が一度しか行なわれなかった場合と区別する根拠が見い出せないからである。

(d) また、法の適用の第四パラグラフ以下において、審判開始決定が批判されているが、そのなかで、開始決定が、昭和二十五年六月十九日、六月二十日、六月二十二日及び八月三十一日の会合における製糸家側の意見開陳その他の行為をもって、直接間接に掛目決定に協力したとして、本審決はこれを批判して六月十九日及び六月二十日の会合は製糸家のみのものであるからいまだ繭価決定の段階に入ったものとは認められないことを理由に、また、六月二十二日及び八月三十一日の会合においては意見開陳は養蚕側の繭価の主張に対し、これに製糸家側の応ずべき基本的態度を抽象的に論じたにとどまり具体的主張でないことを理由として、ともに、共同して繭価の決定をしたとは認められないとしている。従って、共同して対価を決定したものと認定されている第一の(一)ないし(三)の事実中、「会合が製糸家のみのものでなく養蚕側と製糸家側双方出席の会合であった事実」及び「その際に製糸家の開陳した価格に関する意見が抽象的なものでなく具体的なものであったこと」が、重要事実と考えられていると思われる。

これ等を考慮すると前記A1A2は次のような行動類型にまとめることができる。

行動類型A3。1。商品の売買の一方の当事者たる複数の業者甲1、甲2……等が取引の相手方乙との会合に出

席し、一定価格を主張する乙に対し、価格に関する一致した具体的意見を述べ

2。その後(同一会合又は後に開かれた会合で)甲1と乙の間で交渉を続け価格を決定し、

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)

3°この結果が直ちに甲側の少くとも一部のもの(甲2、甲3等)に報告され

4°甲側の全員(甲1、甲2等)は、甲1が決定したと同一の価格で取引を行う。」

従って、法の適用の第一パラグラフを文字通り解すれば、「行動類型A3は、――共同して対価を決定することの一例または一態様である」という法命題が定立されたことになる。

(2)ところで、前述の通り、法の適用の第四パラグラフ(九十二頁の後半以下)において、審判開始決定の見解が批判されているが、この批判は、「昭和二十五年六月十九日、二十日、二十二日、八月三十一日の会合における製糸家側の意見開陳及び各自別々に養蚕側と交渉することなく片倉工業と養蚕側との掛目決定を待機したことを、片倉工業と養蚕側との掛目決定に協力したものとする見解」に関する批判であり、同年六月二十七日、七月十六日の会合における意見開陳に係する審判開始決定の見解はなんら批判されておらず、従ってそのまま踏襲されているものとも考えられる。即ち、審判開始決定の次の見解は、審決書に踏襲されているとも考えられる。

「七月十六日の会合において、被審人片倉工業の代表者は、自己が当事者として養蚕側との間に決定する掛目に他の製糸業者も追随することを予想して掛目の折衝に当っており、また、六月二十七日及び七月十六日の会合において、他の製糸家の代表らは、自己の述べる見解が養蚕側との間に掛目を決定した片倉工業の代表者にも影響を及ぼすことを十分承知し、かつ、もしこれらの間に掛目が決定されれば各自もまたこれに従わんとする暗黙の了解の下に掛目について種々(具体的)意見を開陳しているが――これは直接間接に掛目決定に協力したものである。(↑)不当な取引制限に該当する(4)」

この見解を重視すると、重要事実として

1° 甲2、甲3……等は、「自己の述べる見解が乙と交渉する甲1に影響を与えることを十分に承知し、かつ、甲1と乙との間に価格が決定されれば自己もそれに従わんとする暗黙の了解のもとに」、具体的価格案を開陳し、
2° 甲1は「自己が乙と決定する価格に甲2、甲3……等も追従することを予想して」掛目の折衝に当たったこと。

が追加されているとも考えられなくはない。

従ってこれを重要事実として追加すると、前記行動類型A3は、次の如く修正される。

行動類型(B)

「1° 売買取引の一方の当事者たる複数の業者(甲1、甲2、甲3……)が取引の相手方(乙)との会合に出席し

2° そのうちの一人(甲1)が、自己が当事者として乙との間に決定する価格に他の業者も追従することを予想して価格の折衝に当り、

3° 他の業者(甲2、甲3……)は、自己の述べる見解が乙と価格交渉をする甲1に影響を及ぼすことを十分承知し、かつ、もしこれらの間に価格が決定されれば各自もまたこれに従わんとする暗黙の了解のもとに、価格について種々具体的見解を開陳し、

4° その後、甲1と乙の間に価格が決定され、

5° この結果が甲側の少くとも一部のもの(甲2、甲3等)に連絡され、

6° 甲1、甲2、甲3等甲側全員がこの価格に従い取引を行う」となる。

(3)さて、「法の適用」の第一パラグラフにおいて、「第一の(一)ないし(三)の行為は、共同して対価を決定したもの

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

であって……」と述べられており、前記行動類型A3が「共同して対価を決定すること」に該当するようにも読めるが、しかし、他方、「法の適用」第四パラグラフ以下においては、審判開始決定の事実認定の一部はそのまま認められているようであり、行動類型Bが共同対価決定に該当するとされているとも読めるようにも思われる。

そこで行動類型A3とBとの関係をどう考えるべきかが問題となるが、審決が、本件において、A3該当事実もB該当事実も共に存在していると認めていると解すれば、Bの方が構成要件が多いのであるから、A3とBの関係は次のように説明する他はあるまい。即ち、「行動類型Bは『共同して対価を決定すること』に該当し、行動類型A3は、行動類型Bの存在を証明する間接事実類型である」と。

このことは次の理由によっても説明される得る。即ち、本審決と同日(昭和二十七年十一月十五日)に、同審判官(横田正俊、荻野弘、湯地謙爾郎、高野善一郎、山本茂の各氏)により審決がなされた類似の事件「川口製糸(株)ほか三名に対する件」では、(養蚕側と最初に交渉し価格を決定した製糸業者(川口製糸)が、自己が養蚕側との間に決定する価格に、他の製糸業者も追随したと同じ結果になることを予想して価格の交渉に当たったことを認めながら)、「内外繊維工業及び丸正林工業に、川口製糸と養蚕側の間には価格が決定されれば、各々それに従わんとする暗黙の了解があったこと」を認定できないとして、共同行為の成立を否定しているが、このことはこれらの審判官が、この時点で、この暗黙の了解を共同行為の成立要件の一つと考えていると思われ、行動類型Bを共同行為の一形態と考えていると考えることができることである。

2 (1)意思の連絡ないし合意の成立要件の緩和

次に、本稿の問題意識上、行動類型Bのどの部分が意思の連絡の「外延（または一態様）」と考えられるかが問題となる。

共同行為は、意思を連絡する部分と、その内容を実行する部分に分けられるが、行動類型Bにおいては、連絡された意思の内容を実行する部分は、業者甲1、甲2、甲3……が同じ価格で乙と取引する部分（4°と6°）であると思われる。従って、意思の連絡の部分は、1°、2°、3°及び5°の部分ということになる。

(2) 認定

次にこの行動類型に該当する事実の存在は、どのように認定されるかといえ、それは自白、証拠等に基づき行動類型A3が認定されれば、それを間接事実として認定されるとしているのが本審決の態度であるといえる。

即ち、行動類型A3は、行動類型Bのうちの「①甲1が、価格の折衝をするにあたり、他の業者甲2、甲3等が自己に追従することを予想したこと、及び②甲2、甲3等が、価格に関する意見を開陳した際、それが甲1に影響を及ぼすことを十分承知し、かつ、もしこれらの間に価格が決定されれば、各自もまたこれに従わんとする暗黙の了解に基づいていたこと」、の認定の為の間接事実として働いている。

(1) 公正取引委員会審決集四巻、八十四頁、八十六頁～九十頁。

(2) 同九二頁。

(3) Rupert Cross, *Precedent in English Law*, 1968, p. 70 (V) など、田中英夫「実定法学入門」二百十頁、川島武宜「判例研究の方法」参照。

(4) 法の適用第一、第四パラグラフ参照。

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)

(六) 川口製糸株式会社ほか三名に対する件(昭和二十五年(判)六十三号 昭和二十七年十二月十五日審決)

I 審決の概要

〔事実〕

1 被審人は①神奈川県下で製糸業を営むすべてのもの(川口製糸、内外繊維工業株式会社、及び丸正林工業株式会社)、並びに②これらを会員とし製糸業の改良発達ならびに会員の親ぼく連絡相互協調を図ることを目的とする事業者団体(神奈川県製糸協会)、である。(公正取引委員会審決集四卷百一頁)

2 神奈川県下における昭和二十五年年度晩秋繭の価格を決定すべき掛目の折衝は、同年十月十二日及び同月十七日の二回にわたり神奈川県繭検定所において、県養連の代表者と、被審人川口製糸との間に正式交渉が行われ、同月十七日の会合において八千六百八十五掛と決定された。(同百一頁)

3 被審人川口製糸はもちろん、他の被審人内外繊維工業及び丸正工業も、右決定掛目に従って晩秋繭の取引をした。(同百二頁)

4 被審人川口製糸の代表者は、自己が県養連との間に決定する掛目に被審人内外繊維工業および同丸林工業も追隨したと同じ結果になることを予想して右掛目の交渉に当たっていた(同百二頁)。

5 被審人内外繊維工業及び丸正林工業は、おのおの単独には県養連と交渉しなかった(同百二頁)。

6 これら被審人二社は、傍聴者という形で右会合に出席した(同百二頁)。

(以上、被審人等の自由に基つき認定)

7 これら被審人二社は、それぞれ県養連から、同年十月十二日および同月十七日にいづれも被審人川口製糸

との掛目交渉成立の上は引続き県養蚕側と掛目の交渉をすべく、出席方の通知を受け前記藪検定所に参集したのであり、被審人川口製糸と県養蚕との掛目の折衝中は単なる傍聴者として被審人川口製糸と養蚕側との掛目折衝の場に臨んでいたにすぎず、被審人川口製糸と養蚕側との掛目の折衝の進むに従い、折衝の場所は両被審人とは隔絶されたためこれに立ち合うことなく川口製糸と県養蚕間に掛目が決定されるのを待期していたのであり、その決定をみるや、川口製糸からはその経過および結果につきなんらの連絡を受くることなく、直ちに同所においてそれぞれ個別に養蚕側と掛目の決定をした(同百三―百四頁、三三)。

(以上参考人の陳述及び検証の結果認定)

[判旨]

本審決は、上記決定事実だけでは、「被審人内外繊維工業及び丸正林工業らは、県養蚕と平本康之(川口製糸の代表者)との間において掛目が決定されれば各自もまたこれに従わんとする暗黙の了解のもとにおのおの単独には県養蚕とは交渉しなかつたものである」とはいえないとし、従って共同行為が行われたと決定することもできないとしている。(同百三―百四頁、三三)

II 考察

(1) 認定事実の重要事実より形成される行動類型

上記事実のうち重要事実と思われるものより行動類型を形成すれば次のようになる。

1° 売買取引の一方の当事者たる複数の事業者(甲1、甲2、甲3……)が、取引の相手方(乙)との会合に出席

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(二)

し、

2° 甲側の一人甲1と乙とがまず、価格について交渉決定し、

3° 残りの業者(甲2、甲3……)もこの決定価格で乙と取引を行った。

4° 甲1は、自己が乙との間に決定する価格に甲2、甲3……も追隨したと同じ結果になることを予想して価格の交渉に当たっていた。

5° ①しかし、甲2、甲3……は、(乙より甲1との交渉成立の上は引続き交渉をすべく出席方の通知を受け、会合に出席し)甲1と乙の価格交渉中は、単なる傍聴者として出席していたにすぎず、

② 甲1と乙の価格決定は、重要部分が甲2、甲3等に知られない方法で行われ、甲1と乙との交渉が終るや、甲2、甲3等は、甲1と乙間の決定経過及び結果につきなんらの連絡も受けることなく、直ちに個別に乙と交渉し価格の決定をした。

(2)法命題

上記(1)の行動類型と前記判旨を考慮すれば、本審決の定立したと考えられる法命題は次のようなものとなる。
う。即ち、

「(1)で述べた行動類型に該当する事実が認定されても、それだけでは、――『甲2、甲3等に、甲1と乙間に価格が決定されれば各々それに従わんとする暗黙の了解があった』とは認定できない。従って――共同行為が行われたと認定することもできない。」

(3)本審決は前記「片倉工業(株)ほか十六名に対する件」と同日に、全く同じ構成メンバーの公正取引委員会

(Ⅱ横田正俊、芦野弘、湯地謹爾郎、高野善一郎、山本茂の各氏)により下されたものである。従って、共同行為に該当する行動類型としては、同じもの(Ⅱ即ち、片倉工業事件に關し前述した行動類型B)を考えていると考えられ、意思の連絡の成立要件の緩和という点では特別のものはないと考えられる。ただ、本審決は行動類型Bの認定(したがってまた意思の連絡の認定)に關して、上記の如く、(1)で述べた行動類型が存するだけでは、行動類型Bの一要素たる「甲2、甲3等の暗黙の了解」は認定されず、したがって行動類型Bも認定できない(したがってまた、意思の連絡も認定できない)としている点に注意すべき点があると思われる。

(七) 石油価格協定事件(東京高裁昭和三十一年十一月九日判決)⁽¹⁾

I 事件の概要

昭和三十年十二月一日、公正取引委員会は、日本石油株式会社他十名の被審人(石油元売業者)に対し、被審人等は大口需要者に対する石油の販売につきその価格を協定しかつこれを実行しており、これは独禁法二条六項に該当し同法三条後段に違反するものであると判定して、主文において、被審人は共同して対価を決定することに より石油製品販売における競争を阻害してはならないと命じた。そこで、日本石油他十名は、原告として、東京高裁に対し、公取の審決の基礎となった事実を立証する実質的証拠がないと主張して、審決の取消判決を求めた。これに対し、東京高裁は、審決の認定事実を全て肯定し(理由二)、かつ審決の法律の適用には不当であると認められるところはないと判定して(理由三)、主文において原告の請求を棄却した。そこで、本判決の認定事実及び法の適用は審決のそれを踏襲していると考えられるので審決の記載に従ってそれを次に記す。

不当な取引制限における合意の立証に關する若干の考察(四)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (三)

〔事実〕

一 (一)被審人(Ⅱ原告)らは、日本石油株式会社ほか十名の、いわゆる石油製品の元売販売業者であり、その販売量の合計は全国販売量の大部分(九〇パーセント以上)を占めているものである。

(二)、(三)石油業界は、戦時中の統制から引き続き戦後も厳格な統制が行われてきたが、……二十七年六月一ばいをもって統制は全面的に撤廃されることとなった。

二 (一)しかして被審人らは、昭和二十七年一月以降既に石油製品の取引において元売統制額以下で売られてきた場合の多いこと、殊に入札の際の値引き競争につき対策の必要を感じてきつつあったところ、同年七月一日統制廃止の運びとなるにおよんで、完全な自由競争となれば価格競争は統制時より一段と激化するであろうとのみとおしの下に、

(一)昭和二十七年七月中東京都銀座の日本自動車会館において、被審各社の営業または販売担当責任者(Ⅱ販売課長、同代理、営業課長、同代理、営業部副部長、業務部副部長、販売部長等)が前後数回(二日、三日、十七日、十八日)にわたり会合した際、当時の市況ならびにその対策につき各社の立場から相互にその意向が打診されたが、特に大口需要者に対する販売につき市況におよぼす影響を顧慮して価格の競争を避け、結局は統制撤廃直前のいわゆる旧丸公、すなわち燃料油は旧元売統制額、機械油については旧元売統制額の五十円引価格を基準として自粛販売するとの了解に達したもので、これらの会合においては主として当番幹事会社たる出光興産(株)の弘永隆らが積極的に発言し、出席者はいずれもこれを了承し、反対の見解を表明する者もなかった。

(三)この間被審人らの中には通産省鉱山局に対して石油製品統制撤廃後の適正価格につき内意を求めたもの

もあったが、当局としては、……特に具体的に価格の点につき指示することはなかった。

三 (一)かくて、前記会合で了解に達した自肅販売価格につき被審人らは、……その支店、出張所、営業所または特約店に対し、……右価格を指示したが、

(二)昭和二十七年七月下旬大阪市北区の大阪商工会議所において、各社の大阪方面の営業までは販売担当責任者(関西支店営業部長、大阪営業所責任社員、同社員、同所長代理、同販売課長、大阪支店営業部長、同支店長代理、同石油課副課長、同販売部長等々)は、前後数回(二十二日、二十八日、三十日)会合し、前記本社の指示等につき意見の交換をしたが、各社共市場安定に協力することとし、同時に管下の販売機関およびその特約店に対しても右の趣旨を申し渡した。

四 右申合せの趣旨に基き被審人らは、昭和二十七年八月中警察予備隊および中央気象台の行った石油製品の入札に際し、あるいは東京警視庁の七月末の同入札に当り、従来各自元売統制額以下の区々の価格で応札していたのに反し、旧元売統制額を基準としてこれを行い、その後も、中央気象台、保安庁等の入札に際し、おおむね右価格に近いほぼ一致した価格をもってこれを行っている。

五 省略

〔法の適用〕

「一……前記認定事実(一)(二)、三および四によれば、……被審人らは、大口需要者に対する石油の販売につき、その価格を協定しかつこれを実行しているものであるが、石油販売業界においては、一般市場のほか大口需要者が行う入札あるいは見積り合せ等に依りて石油元売業者が直接大口需要者に販売するという一定の取引分野

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(三)

が形成されているものと考えられるので、右被審人らの行為は相互にその事業活動を拘束することにより、公共の利益に反して大口需要者に対する販売取引の分野における競争を実質的に制限しているものであって、私的独占禁止法第二条第六項に該当し、同法第三条後段に違反するものである。……」

II 考察

1 合意の成立要件の緩和

審決の法の適用一、によれば、「前記認定の二の(一)、三および四によれば、……被審人らは、大口需要者に対する石油の販売につき、その価格を協定しかつこれを実行しているものである……」とされている。そこで、価格協定の見地からみて、前記認定事実の二の(一)、三、四のどの部分が重要な事実と考えられているかが問題となるが、事実の内容からみて、四は協定の実行行為であり、三の(一)(二)は協定内容の連絡が中心であり、したがって、価格協定と判定された行為の中心は、二の(一)であったと思われる。そして、この二の(一)の事実中、価格協定の構成要件の見地からは、「販売業者(石油元売業者)が会合して、一定価格を基準として自粛販売をするとの了解に達したこと、及び、出席者の一部の者が積極的に発言し、他の出席者はいずれもこれを了承し、反対の意見を表明する者もなかったこと」が、重要事実とされているように思われる。

また、法の適用二(二)においては、本件の会合は、一定の議事進行の下に一定事項を結論づけ決議するというような性格を持つものではなくて、「各社話合の間に同業にある者の常として一様の認識が得られ、それに基いてその内容が実行に移されるもの」であったこと、及び、そのようなものであっても申し合せと認めることが出来

ることが、強調されている。したがって、このような会合の性格も重要であるとされていると思われる。

そこで、これらの重要事実に着目するとき、本審決は次のような法命題を定立したものと考えることができる(そして、この法命題は本判決によっても踏襲されていると考えられる。)即ち、

「1。 販売業者が会合(＝出席メンバーの話合の間に同業にある者の常として一様の認識が得られ、それに基づいてその内容が実行に移されるといふ性格のもの)を開き、

2。 (一定事項の決議づけ等はなされなかったけれども)一定価格を基準として自粛販売をするとの了解に達した(＝これは、一部の者が積極的に発言し、出席者はいずれもこれを了承し、反対の見解を表明する者はなかった、というような形でもよい)場合には(＝行動類型A)――販売業者間に価格協定(の「一外延」)が行われたことになる。」

2 合意の成立要件該事実の証明

1で述べた合意の成立要件、即ち、1で述べた法命題の1°、2°の部分(＝行動類型A)に該当する事実の証明は、どのようになされているかが、次に問題となる。

このうち、当事件では、2°の部分が争点となったが、判決はその理由一において次のような認定方法をとっている。即ち、

まず第一に、価格の申し合せの存在を直接に示す供述調書その他の直接証拠に基づき、上記2°該当事実、即ち、「昭和二十七年七月中原告らの営業または販売担当責任者が、特に大口需要家に対する販売につき、……結局は統制撤廃直前のいわゆる旧丸公、すなわち燃料油は旧元売統制額、機械油については旧元売統制額の五千円引価格を基準として自粛販売するとの了解に達した」ことを認定している。

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察(一)

不当な取引制限における合意の立証に関する若干の考察 (二)

第二に判決は、文書の記載、参考人の陳述等に基づき、①原告（石油元売業者ら）が、当時、「完全な自由競争になれば価格競争は統制時より一段と激化するであろうとのみとうし」を持っていたこと、②日本自動車館での会合が当初の一回はとも角として、それ以後の会合においては、価格の問題が協議されることが参会者に判っていたこと、及び③会合に出席した原告らの社員が、会社の営業または販売業務担当者であり、それ等の担当業務からみて、これらの者が会社のため販売価格について申し合せをすることは、何ら不都合ではないこと、等を認定しているが、これらの事実は、上記自肅販売の了解を認定する為の間接事実として働いているものと思われる。

以上要するに、本判決は、一定価格を基準として自肅販売をするとの了解に達したことを、直接証拠と間接事実双方を考慮して認定していると考えられるが、本稿の問題意識よりするときは、

- 1° 当事者が競争激化のみとうしを持っていたこと
 - 2° 会合において価格の問題が協議されることが、事前に参会者に判っていたこと
 - 3° 会合出席者の担当業務の内容からみて、会社の為価格協定をする権限があったこと
- 等が、価格協定の認定の為の間接事実として働いていることに注意すべきであろう。

(一) 東京高裁行政例集七卷一八四九頁。

(八) 鐘淵紡績株式会社ほか九名に対する件（昭和三十九年（判）第一号 昭和四十年五月二十日審決）

本審判開始決定書は、鐘淵紡績株式会社ほか九名の業者が手編毛糸の製造業者販売価格を申し合せたとして審

判を開始したが、本審決は、参考人の審判廷における陳述等の直接証拠に基づき、価格申し合せの事実はないと認定した。⁽¹⁾したがって、本稿の問題意識からして特に注目すべきものはない。

(1) 公正取引委員会審決集⁴⁹十八～二十六頁。

不当な取引制限における合意の立証と関する若干の考察(一)